8　総務大臣が旧地方法人特別譲与税を都道府県に譲与した後に、その譲与した額の算定に錯誤があったため、平成三十年八月の譲与時期に同年五月の譲与時期までに譲与した額を減少する必要が生じた都道府県がある場合において、当該減少する必要がある額が同年八月の譲与時期に係る旧地方法人特別譲与税として当該都道府県に譲与すべき額を超えるときは、当該都道府県は、当該減少する必要がある額から当該譲与すべき額を控除した額を国に支払うものとする。

（罰則に関する経過措置）

第三十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第三十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第一項中「都と特別区及び」を「都及び特別区並びに」に、「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「第二項第二号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に同条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額」を加え、同条第三項中「政令の」を「政令で」に改め、「第一項の」を削る。

別表第一地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の項を削り、同表に次のように加える。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）	附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三章（第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　前条の規定による改正後の地方自治法（以下この条において「新地方自治法」という。）第二百八十二条の規定は、平成二十九年度以後に同条第一項の規定により特別区に対し交付すべき特別区財政調整交付金（同項に規定する特別区財政調整交付金をいう。次項及び第三項において同じ。）について適用し、平成二十八年度までに前条の規定による改正前の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付する同項に規定する特別区財政調整交付金については、なお従前の例による。

2　平成二十九年度における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは、「各市町村の市町村民税の法人税割額及び同法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3　平成三十年度及び平成三十一年度における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「従業者数」とあるのは、「従業者数並びに市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4　前二項の規定により読み替えられた新地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

（地方交付税法の一部改正）

第三十七条　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」の下に「とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の交付見込額を控除した額」を加え、「とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」を削り、「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」の下に「とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」を、「市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額」を加え、「市町村の自動車取得税交付金」を「市町村の環境性能割交付金」に改め、「指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額」を加え、「、当該指定市の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、「軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を加え、同条第二項中「において」を「に規定する」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同項の表道府県の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次のように加える。

八　自動車税	
1　環境性能割	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取得件数
2　種別割	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数

第十四条第三項の表道府県の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項第三号を次のように改める。

三　軽自動車税	
1　環境性能割	前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した軽自動車の取得件数
2　種別割	当該市町村の区域内に定置場を有する軽自動車の種類別の台数

第十四条第三項の表市町村の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次のように加える。

十一　法人事業税交付金	当該市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数